

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「十九人」を「二十人」に改める。

第二十一条第一項中「十七人」を「十六人」に改める。

第七十八条第二号中「土地」を「不動産市場」に改める。

第二百十三条第三項中
「企画観光部」「交通政策部」
を
「交通環境部」「観光部」
に改める。

附 則

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改める等の必要があるからである。